

労基署 だより

第 177 号
(R5. 1. 6)

TEL 0997-52-0574
FAX 0997-52-6869

鹿児島県の最低賃金

1 時間 **853 円**
(R4. 10. 6~)
※ 10 月 6 日から県最賃
が改定されています。
ご注意ください。

新型コロナ特別労働相談窓口

鹿児島労働局
雇用環境・均等室
TEL 099-223-8239

鹿児島労働局HP

(<https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/>)



新年明けましておめでとうござい
ます。
皆様方におかれましては、健やかに
新年をお迎えのこととお慶び申し上
げます。

さて、今年は卯年です。ウサギには
「跳ねる」
という特徴があるため、卯年は景気が
良くなる年とも言われています。
奄美地域全体がより良く高く飛躍
することを期待します。

また、縁起が良いことにご当地の天
然記念物「アマミノク
ロウサギ」の生息数は
近年の調査では増加し
ているとのことでした。
それでは、今年もよろ
しくお願いいたします。

名瀬署職員一同

令和4年管内労働災害発生状況(12月末速報値)

全 産 業	324(96)	+190(8)
製 造 業	5	-1
建 設 業	23	+8
陸上貨物運送業	6	+4
商 業	45	+30
保 健 衛 生 業	216	+152

※右端は昨年比

() は新型コロナ感染除外値

※医療機関でのコロナ感染者
の増加が目立っています。
なお、4年ぶりに死亡者の発
生はありませんでした。
今年も引き続き労働災害防
止活動の徹底をお願いいたし
ます。

★コラム：lon1 ミーティングとは？★

現在、注目されている lon1 ミーティングをご存じでしょうか？
「上司と部下の間で、用事がなくても定期的に行う個別対話」のことです。
私も気になり関係書籍を取り寄せ勉強中です。効用としては、エンゲ
ジメント（絆・愛着）が強まり、意欲向上、離職防止、メンタルヘルスの
向上・・・があるとのこと。DX、IT、AI 等の時代ですが、人への対応はア
ナログ的なものが大切なようです。

★労働関連トピックス★

「いよいよ今年 4 月から中小企業にも
適用」

月 60 時間超の時間外労働の割増賃
金率が 50% 以上になります。引上げ
分の代わりに有給の休暇を付与する制
度（代休休暇）を設けることもできま
す。

【実務上の主な留意点】

① 時間外労働協定（サブロク）
協定を締結した場合でも法定時間外
労働は月 45 時間を限度としていま
す。これを超えるには特別条項の定め
が必要になります。

② 就業規則の改定
月 60 時間を超える法定時間外労働
を行っている労働者が存在する場合、
少なくとも 50% の割増賃金や深夜帯
の残業（75% 増）の割増率の定め等
が必要になります。

【長時間労働抑制の継続的な取組みが必
要】

本改正については、割増賃金率の引
上げがポイントになります。構造的
に長時間労働そのものを抑制する継続
的な取組みが今以上に求められている
といえます。

※問合せ先

名瀬署 監督賃金係まで

「労基署だより」は、鹿児島労働局ホームページに掲載しています！